

議案第12号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	[同左]
[略]	[同左]
小学校	小学校
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[大阪市立扇町小 [略] 学校]	[大阪市立扇町小 [同左] 学校]
<u>大阪市立中之島小</u> <u>大阪市北区中之島</u> <u>学校</u> <u>6丁目</u>	[新設]
[略]	[同左]
中学校	中学校
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[大阪市立天満中 [略] 学校]	[大阪市立天満中 [同左] 学校]
<u>大阪市立中之島中</u> <u>大阪市北区中之島</u> <u>学校</u> <u>6丁目</u>	[新設]
[略]	[同左]
[大阪市立木津中 [略] 学校]	[大阪市立木津中 [同左] 学校]
<u>大阪市立心和中学</u> <u>大阪市浪速区日本</u>	[新設]

<u>校</u>	<u>橋東3丁目</u>	
[略]		[同左]
[略]		[同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

中之島小学校、中之島中学校及び心和中学校を設置するため、条例の一部を改正する必要がある  
ので、この案を提出する次第である。